最終更新日：2021年5月25日
株式会社ＴＢＫ
代表取締役社長　岸　高明
問合せ先：042-739-1471
証券コード：7277
https://www.tbk-jp.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、経営判断の迅速化を図り、業務施策の円滑な執行を行うと同時に、判断及び執行の過程での透明性を確保し、相互牽制により違法性を排除することが重要であると考えております。
株主・投資家等からの信頼を確保するため、自動車部品製造業界と当社の経営課題を熟知した取締役会による迅速かつ戦略的な意思決定と監督に加え、社外取締役及び社外監査役による監督・監査の両輪の体制が、有効かつ効率的と考えます。そのため、監査役会設置会社が適切と考えております。
こうした体制のもと、コーポレート・ガバナンス強化を進めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】（議決権の電子行使）
今後必要に応じて議決権電子行使プラットフォームの利用等について検討していきます。

【補充原則1-2-5】（信託銀行等名義の株式の議決権行使）
当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めていません。今後は、動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議し、対応していきます。

【原則2-6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社は、企業年金の積立金の運用は、従業員の安定的な資産形成に加え、自らの財政状態にも影響を与えることを認識しておりますが、その運用・管理は専門の機関に一任しております。よって、専門人材の登用は考えておりませんが、運用状況をモニタリングし、取締役会に報告しております。

【原則3-1-iv】（取締役の選解任、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続）
(1) 取締役会は、社内の役員については、当社の経営理念や行動指針、経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その経験・見識・専門性・マネジメント能力を基準に、取締役会全体のバランスや多様性の確保を考慮し、任意の指名・報酬委員会で検討した後、選任しています。
(2) また、社外役員については、企業経営の経験や会計・税務に関する知見を有するとともに、法令及び東京証券取引所の独立性基準に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される人材の中から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を選任しています。
(3)独立社外取締役は、取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会において、当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を行っています。
(4) なお、監査役については監査役会の同意を得て、監査役候補者として指名しています。
(5) また、取締役の解任についても、経営理念や行動指針、経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その見識やマネジメント能力・実績等を基準としておりますが、具体的な手続きについては、引き続き検討を重ねていきます。

【原則3-1-v】（取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明）
第80回定時株主総会招集通知から、取締役・監査役候補者個別の選任理由を記載しています。また、解任の場合についても、同様に記載することとしています。

【補充原則4-1-3】（後継者育成計画）
最高経営責任者等の後継者計画につきましては、任意の指名・報酬委員会において議論をしておりますが、今後さらに検討を進めていきます。

【補充原則4-3-2、4-3-3】（CEOの選解任）
最高経営責任者の選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定でありますが、その手続きは任意の指名・報酬委員会の提言や外部の知見も交え、検討していくこととします。

【原則5-2】（経営戦略や経営計画の策定・公表）
既に公表した第14次中期経営計画において、2022年3月期で連結売上高600億円から650億円、同営業利益率5%から7%という収益計画の方針を示すと共に、ROE7%から9%の達成という収益力に関する目標を提示しています。更に、これらを達成する為の経営方針として、「収益力の強化」、「先端技術への対応及び開発力の強化」、「収益ソースの拡大」、「経営インフラの整備」を定め、株主総会や投資家説明会などの機会に株主に対して極力分かりやすい言葉で説明する機会を設けています。
設備投資につきましては、資本コストを意識した投資をしておりますが、今後も引き続き設備投資実行後の効果も検証するよう進めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（政策保有株式）
(1) 当社は、営業取引等の維持及び強化又は安定取引を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される取引先について、株式を政策保有する方針です。
(2) 個別の政策保有株式については、既に一部売却済みですが、取締役会において毎年定期的に保有目的やリスクの適否を検証し、保有の合理性が認められない場合には、さらに縮減を進めます。
(3) 保有上場株式の議決権の行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか、保有により取引や経済的利益が増大するかなどを総合的に判断し、適切に行使していきます。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）
(1) 当社が実施する取引については、関連当事者間の取引を含む全ての取引について、取締役会にて定めた決裁規則に従い、適正に決裁を得ています。そのうち、当社と取締役との取引に関しては、取締役会の承認を得た上で実施しています。
(2) 取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を得たうえで実施し、その結果を取締役会に報告しています。
(3) 関連当事者間の取引については、業務監査室にて定期的に監査します。

【原則3-1】（情報開示の充実）
(1) 当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、明快な説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいます。
(2) 当社は、情報開示について『ディスクロージャーポリシー』を定め、これに基づき自主的開示についても積極的に取り組んでいきます。
(3) 財務情報と非財務情報の開示について、法定開示・適時開示、ホームページによる開示のほか、投資家説明会において、非財務情報の説明も充実させることで、建設的な対話を促進していきます。

【原則3-1-i】（経営理念等や経営戦略、経営計画）
(1) 当社は、“ お客様に喜んで頂く商品をつくり、社会に貢献する ”ことを経営理念に掲げ、3か年の中期経営計画と共に下記ホームページにて開示しています。
経営理念　https://www.tbk-jp.com/company/philosophy.php
中期経営計画　https://www.tbk-jp.com/ir/management/plan/
(2) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取締役社長の下、執行役員会が中期経営計画を策定し、取締役会にてその決定を行うとともに、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて中期経営計画の見直しも行うこととしています。
(3) 当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、収益力及び財務体質の一層の強化を図りながら、安定した配当を継続することを基本方針としております。剰余金の配当は、親会社株主に帰属する当期純利益を基準に、中長期的な収益状況を勘案したうえで、配当性向30%を目安としてまいります。

【原則3-1-ii】（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針）
【基本的な考え方】
当社は、“ お客様に喜んで頂く商品をつくり、社会に貢献する ”との経営理念の下、社会からの信頼を確保・維持し、企業としての責務を果たすための諸施策を実施していくことで、事業の発展と経営の安定を実現し、株主、顧客をはじめとする当社を取り巻くすべてのステークホルダーの期待にお応えしていきます。
【基本方針】
(1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
(2) 株主、顧客、取引先、債権者、地域社会、従業員等のすべてのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
(3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
(4) 当社は、社外取締役2名と社外監査役3名を含む取締役会により、経営判断及び業務執行の過程での透明性を確保するとともに、取締役社長のもと、執行役員を中心に構成される執行役員会を置くことにより、経営の迅速化を図り、業務施策の円滑な執行を行うこととしています。
(5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

【原則3-1-iii】（取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続）
(1) 当社では、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。
(2) これに基づき、取締役会の付託を受けて、取締役社長が、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」に基づき、内規及び業績等を考慮し、任意の指名・報酬委員会の答申を受け、個別に報酬の額を決定しています。
(3) 持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬制度として、株式報酬制度（月額固定・業績連動型）を導入しております。
(4) なお、これらの詳細な内容については、後述の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

【補充原則4-1-1】（取締役会の判断・決定及び経営陣に対する委任の範囲）
当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規則及び決裁規則に定め、法令・定款に従って取締役会を運営しております。また、執行役員等の経営陣は、法令・定款・その他社内規則に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務章程及び決裁規則等に従って、取締役会で決定された経営方針及び経営計画に即して業務執行を行っています。

【原則4-9】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
取締役会は、社外役員の独立性に関する考え方として、法令及び東京証券取引所の独立性基準に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される人材の中から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、独立社外取締役の候補者として選任しています。なお、社外役員の独立性に関しては、議決権助言機関の独立性基準も参考にしています。

【補充原則4-11-1】（取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）
(1) 取締役会全体としての知識・経験・能力・バランス、多様性を確保する為、社外からも取締役を2名以上選任し、社内取締役についても海外経験等を考慮し、国籍・人種・性別にとらわれず選任しています。
(2) 取締役の人数は、社内・社外を合わせて8名以内とし、任意の指名・報酬委員会で検討した後、取締役会において承認を得ることとしています。
(3) 取締役会は、独立役員である社外取締役2名（うち、女性1名）と社内取締役3名で構成されおります。
(4) 当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会において、当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を行っています。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況)
(1) 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。
(2) 当社では、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、事業報告、有価証券報告書にて開示しています。
(3) また、当社の社外取締役、社外監査役の取締役会への出席率は高く、多くの助言を得ることができております。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての結果の概要)
取締役会は、当社の中長期的な企業価値の向上に資するため、業務執行取締役・社外取締役のそれぞれの立場から、ガバナンス、業績進捗などの実績の検証を行い、取締役会の実効性の分析評価を開示します。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
(1) 当社では、新任役員に対して、経営・法務に関する知見を習得させるため、外部セミナー等を受講させています。
(2) また、工場見学会など、当社グループについての理解を深めるための施策を実施しています。
(3) 当社は、社外役員に対してはその就任に際して、当社グループの事業・財務・組織を含めた概況に関する情報の提供を行っています。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
⑴ 当社IR担当部署は、総務部本社総務課としています。
⑵ また、年2回機関投資家向けIR説明会を開催するとともに、四半期毎に機関投資家と幅広い対話を行うこととしています。
⑶ 株主や個人投資家からの取材にも積極的に応じています。
⑷ 当社の取締役会は、株主やアナリストから寄せられた意見を共有し、当社経営戦略のレビュー等へ積極的に活用していきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
いすゞ自動車株式会社	2,798,002	9.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,945,200	6.61
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,800,000	6.11
朝日生命保険相互会社	1,610,000	5.47
株式会社三井住友銀行	1,423,500	4.83
株式会社横浜銀行	1,423,500	4.83
三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社	1,341,000	4.55
日本カストディ銀行(信託E口)	960,000	3.26
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	907,467	3.08
日本カストディ銀行(信託口)	682,100	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山崎正之	他の会社の出身者											
千代田有子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎正之	○	―――	銀行及び事業会社において、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督することにより、当社グループにおいて的確な提言・助言を行っており、取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役としております。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

千代田有子	○	―――	長年弁護士として実務に携わっており、国内のみならずアメリカでの企業法務における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役としております。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	任意の指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	任意の指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の機能の公正性・透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置し、適宜開催しております。

2020年度の指名・報酬委員会の委員及び出席状況

委員長　山崎　正之　氏　　社外取締役　　全2回のうち2回に出席
委員　　千代田　有子　氏　　社外取締役　　全2回のうち2回に出席
委員　　岸　　高明　氏　　代表取締役社長　　全2回のうち2回に出席
委員　　山田　健次　氏　　取締役専務執行役員　　全2回のうち2回に出席

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査業務を有限責任 あずさ監査法人に委託しております。会計監査人は、監査役と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中において必要な情報交換、意見交換を行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。
また、監査役と業務監査室は、内部統制の整備や評価等の重要事項について意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深谷　達大	他の会社の出身者													

大塚　啓一	他の会社の出身者													
遠山　彰	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深谷　達大	○	―――	生命保険会社において、法務・コンプライアンス及び財務・会計に関する豊富な経験を有し、また、同社子会社において常勤監査役を務めていたことから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役としております。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
大塚　啓一	○	―――	公認会計士として、財務・会計に関する専門的かつ高い知見、会計監査業務を通じた幅広い経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役としております。当人の属している事務所との取引関係はありません。従って、独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
遠山　彰	○	―――	長年にわたり金融機関に携わり、企業経営等の経験、幅広い知識と見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役としております。当人の属している事業会社との取引関係はありません。従って、独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く取締役の報酬には、連結営業利益に連動する、業績連動賞与と業績連動型株式報酬を導入しております。上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成となっております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書等において、取締役報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役を委員長とし、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名･報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の構成は次のとおりです。
1．基本方針
2．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
3．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役社長岸高明に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定を委任しております。委任された内容の決定に当たっては、指名･報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会は事務局を設けて、必要な情報の提供などの支援を行っています。
また、取締役会の事前に担当役員が社外取締役に説明を行っています。社外監査役には、監査役会にて常勤監査役が事前に説明を行っております。さらに、取締役会資料以外にも、経営状況の把握に必要な資料を随時提供しています。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要) 更新

1) 業務執行
当社の取締役会は5名の取締役で構成され、月1回の定例会の他、必要に応じて臨時会を開催し、重要な業務執行の審議･決定、代表取締役･業務執行取締役による職務の執行状況の報告を通じて、取締役の職務の執行の監督を行っております。監査役は、取締役会に出席し、適宜必要な意見を述べております。
また、当社は、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督し、取締役会の機能強化を図るため、社外取締役2名を選任しております。現在、当社には、社外取締役を選任するための独立性に関する明確な基準又は方針はありませんが、証券取引所の規則等に定める独立性に関する諸規定を参考に選任しており、社外取締役の選任状況は適切であると判断しております。社外取締役からは、当社の経営判断･意思決定の過程で、独立した立場から企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づいた的確な提言･助言が得られております。

当事業年度(2020年4月1日～2021年3月31日)開催の取締役会における、個々の役員の出席状況は、次のとおりです。

(取締役)
･岸　高明　氏　　全17回のうち17回に出席
･山田　健次　氏　　全17回のうち17回に出席
･滝口　利久　氏　　全14回のうち14回に出席
･山崎　正之　氏　　全17回のうち17回に出席
･千代田　有子　氏　全14回のうち14回に出席

(監査役)
･深谷　達大　氏　全14回のうち14回に出席
･大塚　啓一　氏　全17回のうち17回に出席
･遠山　彰　氏　全17回のうち17回に出席

執行役員会は14名の執行役員で構成され、原則として月2回開催し、業務執行に関する個別経営課題の審議･決定を行います。常勤監査役は、執行役員会に参加し、適宜必要な意見を述べております。

2) 監査・監督

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役3名全員が東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外監査役としております。また、監査役には、財務及び会計に関する専門的な知見を有している者を1名以上選任しております。監査役及び監査役会は、その役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、社外監査役の有する高い専門性に加え、常勤監査役1名を選定し、その有する情報を併せることで、適法性監査にとどまらず、独立した客観的な立場で能動的・積極的に権限を行使し、適切に判断して行動することができる体制を確保しております。監査役は、毎月監査役会を開催するとともに、取締役会に出席しております。また常勤監査役は、執行役員会、各種委員会等に出席するとともに、業務執行部門の監査を子会社を含めて日常的に実施しております。

当社は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任し、同監査法人により会計監査だけでなく、内部統制監査等を通じて、性格・公正な実務処理に関する助言・指示も得ています。

・業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員　業務執行社員：川端美穂、江森祐浩

・会計監査業務に係る補助者

公認会計士5名、その他8名

3) 指名

取締役及び経営陣幹部の選任は、取締役社長がその人事案を策定し、任意の指名・報酬委員会にて検討のうえ、取締役会において承認を得ることとしています。なお、監査役については監査役会の同意を得て、監査役候補者として指名しています。

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、経営陣幹部又は当社の取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名していきます。

4) 報酬決定

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会（委員長及び委員の半数以上を独立社外取締役で構成）へ諮問し、答申を受けております。

取締役会は、代表取締役社長 岸 高明に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円と法令が規定する額のいずれか高い額としております。

また、当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

株主・投資家等からの信頼を確保するため、自動車部品製造業界と当社の経営課題を熟知した取締役会による迅速かつ戦略的な意思決定と監督に加え、社外取締役及び社外監査役による監督・監査の両輪の体制が、有効かつ効率的と考えます。そのため、監査役会設置会社が適切と考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の招集通知発送日よりも早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン及びスマートフォンによるインターネットを通じた議決権の行使を可能にしております。
招集通知（要約）の英文での提供	ホームページにて公開しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2020年10月に改訂し、当社ホームページ上で公開しております。 https://www.tbk-jp.com/ir/management/disclosure/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会・第２四半期決算説明会を開催しております。 機関投資家・アナリストなどの皆様に決算概要及び今後の見通しを説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示、決算説明会資料、報告書を掲載しております。 https://www.tbk-jp.com/ir/library/	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	国内本社、工場はISO14001 及びIATF16949 を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、当社の取締役及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則を制定し、それに基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりコンプライアンスに関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。また、コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスの徹底に努め、取締役及び使用人の法令・定款等の違反行為に対しては、リスク・コンプライアンス委員会の勧告に基づき厳正に処分を行います。

社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化、決議の公平性と透明性を図ります。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び使用人の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監視します。

監査役を通報窓口とする内部通報制度を整備し、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努めます。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行います。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底し、反社会的勢力による不当要求がされた場合には、総務部門を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対処します。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書その他の取締役の職務の執行に関わる文書等は、法令及び文書記録管理規則に基づき、適切に保存、管理を行います。取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役が、これらの情報を必要に応じて随時閲覧できる体制とします。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設けるとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適切に開示します。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行います。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりリスク管理に関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。

大規模災害の発生に備え、災害時緊急対応マニュアルを制定し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備します。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置する等、意思決定を迅速化します。

会社の組織機能や運営基準を経営組織規則及びグループ職務分掌規則に定め、業務を効率的に遂行します。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理します。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制を明確にするとともに、決裁規則に基づき、当社における事前承認事項及び報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングします。

子会社は、経営目標や経営課題の達成状況をグループ経営会議において当社に対し報告し、子会社の経営状況、重要課題の遂行状況が適宜把握できる体制とします。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、グループ内で発生することが想定されるリスクを把握し管理する体制を整備します。

子会社は、リスク管理に関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については当社の取締役会において報告、審議する体制とします。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、必要に応じて当社取締役及び使用人を子会社に派遣し、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督します。

子会社の意思決定について、グループ会社管理規則及び決裁規則に明文化し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行います。

二．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、子会社の取締役等及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

子会社はコンプライアンスに関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については、当社の取締役会において、報告、審議する体制とします。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命ずることができます。監査役よりその職務を補助すべきその他の補助者の配置の求めがあった場合は、監査役と協議のうえ人選を行います。

監査役の補助者に関する人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の了解を得るものとします。

監査役の補助者は、その職務を遂行するに当たって、監査役の指揮、命令にのみ服します。

7．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。

当社は、監査役を通報窓口とする内部通報制度の運用により、法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに直接又は当社の子会社担当部署を通じて当社の監査役に報告します。

当社は、内部通報制度の適用先に重要な子会社を含め、子会社における法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

監査役は、当社及び子会社の取締役等又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負いません。

社内通報規則に基づき、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社及び内部通報制度が適用される重要な子会社に明示し、周知徹底します。

8．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

9．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる体制を確保します。

監査役が、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ適宜に意見交換できる体制を確保します。

(内部統制システムの整備状況)

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての整備状況の概要は、以下のとおりであります。

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針について、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」(小冊子)を配布するなど、その浸透を図りました。

弁護士を講師として役員向けのコンプライアンス研修を実施し、また、当社グループ国内各社の使用人を対象に、コンプライアンス行動指針に関する勉強会を実施しました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、社内通報やリスク管理・コンプライアンスに関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半期ごとに取締役会に対し、コンプライアンスの状況やコンプライアンスリスクの管理状況について報告を行いました。

業務監査室による労務や情報管理等の内部監査を実施し、その結果を定期的にリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会に報告しました。

取締役会の監督機能の強化を目指し、取締役会の下部委員会として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を適宜開催しました。

5件の社内通報が寄せられましたが、すべて軽微な内容で適正に処理を行いました。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応をコンプライアンスリスクとしてとらえ、リスク・コンプライアンス委員会にて検討を行い、取引先との契約に反社会的勢力排除条項を追加するなどの対応を行いました。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる文書等は、所管部署が適切に保存、管理を行いました。また、株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧しました。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を行い、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備に努めました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、リスク管理に関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半年ごとに取締役会に対し、リスク管理の状況について報告を行いました。

大規模災害の発生に備え、部品材料等のサプライチェーンの状況について、適宜把握・管理できる体制を整備し、運用しました。また、大規模地震の発生を想定した避難訓練を本社及び工場にて実施しました。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行の責任を明確化しました。また、決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行う等、意思決定を迅速化しました。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理しました。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制・報告事項を明確にしており、子会社の重要な意思決定については、当社の決裁規則に基づき、当社の所管部署を通じて、事前承認申請又は報告を受けました。

また、子会社は、経営目標や経営課題の達成状況を、当社が原則として半期ごとに開催するグループ経営会議その他の会議において報告しました。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、リスク管理の状況を、必要に応じ当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告しました。

また、子会社のリスク管理に関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び幹部社員を子会社に派遣し、取締役や主要な管理職に就任させることにより、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督、補助しました。

子会社はその意思決定に当たり、当社のグループ会社管理規則及び決裁規則に基づき、所管部署を通じて、重要性に応じ事前承認申請又は

報告を行いました。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、グループ各社の取締役及び使用人に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針などについて、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」（小冊子）を現地語に翻訳、配布するなど、その浸透を図りました。
　子会社は、コンプライアンスの状況を、必要に応じ当社のリスク･コンプライアンス委員会に報告しました。
　子会社のコンプライアンスに関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役から特段の要請はありませんでした。

7．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社又は子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた事項について、速やかに監査役に報告しました。
　監査役を通報窓口とする社内通報制度の運用により、社内通報に関し、監査役への適切な報告体制を確保しました。社内通報規則に基づき、社内通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをすべての使用人に対し周知徹底を図りました。

8．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役の職務の執行について生じた費用について、監査役の請求に基づき速やかに処理を行いました。

9．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べました。また、監査役は、代表取締役社長、社外取締役、会計監査人、業務監査室長とそれぞれ適宜に意見交換を行いました。
　監査役会の要請により、監査役会、監査役会と会計監査人との意見交換、監査役会と社外取締役との意見交換の開催時に業務監査室長が同席するなど、監査役に対し、コンプライアンスやリスク管理の状況、内部監査の状況、財務報告に係る内部統制の評価状況等について、業務監査室長が適宜情報提供や意見交換を行いました。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　当社グループは従業員の基本的行動規範である、「コンプライアンス行動指針」において反社会的勢力との関係断絶を遵守事項として示し、その周知徹底を図っております。
　また、新規に締結する契約については、反社排除条項を追記しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新
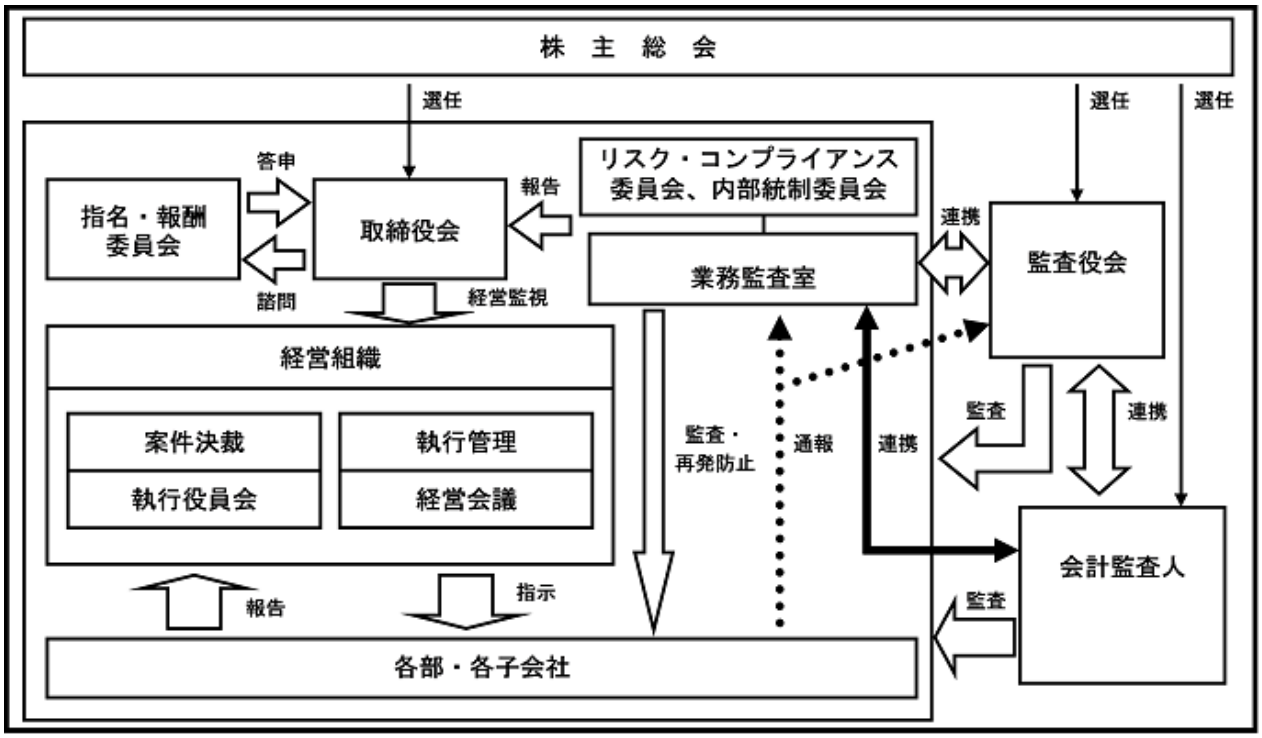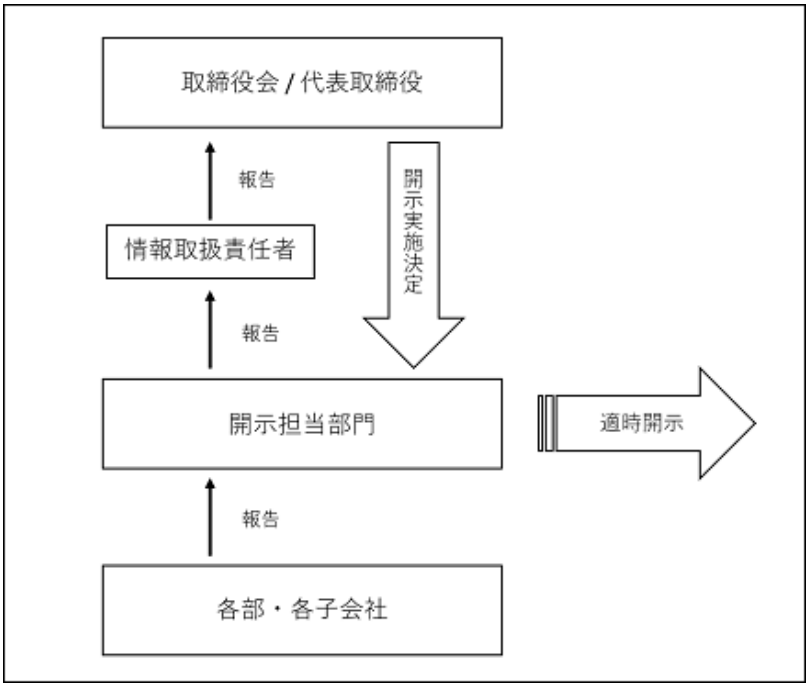
―――